

「議案第13号 堺市区民評議会条例」に対する付帯決議

今般上程されている、議案第13号堺市区民評議会条例は、区民とともに区域内の課題の解決を図ることに資するため、区ごとの特性に応じた施策、事業等に係る総合的な計画、方向性等について調査審議等を行う附属機関として、各区に区民評議会を設置する内容で、平成27年4月1日から施行しようとするものである。

本条例の施行に際しては、以下に記す事項を厳守することを強く求め、ここに付帯決議する。

記

1. 区域内の課題解決に対する各区の機能強化を図るために設置される区民評議会が実質的に稼働するよう、各区において必要な組織、人員等の体制整備を行うこと。ただし、その有効性を常に検証し、効果が明らかでない場合は見直すこと。
2. 各区の区民評議会において区ごとの特性に応じた施策、事業等に係わる総合的な計画、方向性等について調査審議等を行う上で、広く区民の声が十分に反映されるような運用を行うこと。
3. 区民評議会の設置に当たっては、区域の特性を活かしつつ、区域間で格差が生じないよう各区の均衡ある発展に資するよう配慮すること。区教育・健全育成会議や区民まちづくり会議との連携及び整合性を図ること。委員の公平な選定を確保すること。さらに、調査審議等の過程及び答申における中立性及び公平性を担保するための有効かつ具体的な対応策を講じること。